

同時発表：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター

令和6年3月1日 14時00分

近畿地方整備局

淀川河川事務所

国の天然記念物“イタセンパラ”の調査結果について ～令和5年度 淀川では確認されず～

淀川水系で野生絶滅の危機に陥ったイタセンパラ(国の天然記念物、国内希少野生動植物種)の野生復帰を目指す取り組みを平成20年から進めており、今年度の調査結果をお知らせします。

【調査結果の概要】

- 毎年実施している淀川の城北ワンド群^{しろきた}でのイタセンパラの調査について、本年度も稚魚調査(4月～6月)及び成魚調査(7月～11月)を実施しました。その結果、本年度はイタセンパラが確認されていない状況になっています。
- イタセンパラについては、寿命が一年であり繁殖や成長などの諸条件によって個体数に大きな年変動がみられることが知られております。今回イタセンパラが確認されなかった原因は、はっきりと特定出来ませんが、ブラックバスやブルーギル等の外来魚による食害、イタセンパラが産卵のために必要な二枚貝の減少などの複合的な要因が考えられます。そのため、淀川河川事務所では外来魚の影響や二枚貝の減少について、今後調査を行っていくとともに、新たなイタセンパラの導入について検討していく予定です。
- 対策は難しい問題ですが、淀川河川事務所では、さまざまな団体や行政機関などが連携する「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」等と協力し、環境保全活動や調査を継続して実施してまいります。

※イタセンパラの捕獲は種の保存法、文化財保護法で禁止されています。大阪府警旭警察署の協力のもと、「城北わんどイタセンパラ協議会」(事務局：環境省近畿地方環境事務所)がパトロールを実施します。

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

(大阪府政記者会へ大阪府立環境農林水産総合研究所より同時資料提供)

<問合せ先>

◇調査全般に関して

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 TEL：072-843-2861

副所長 伊藤 昌資(内線206)

河川環境課 課長 椿 善光(内線361)

◇調査結果の評価及びイタセンパラの生態に関して

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター

主任研究員 山本 義彦

TEL：072-833-2770

国の天然記念物“イタセンパラ” 城北ワンド群の生息環境を保全。 ～淀川での野生復帰の取り組み～

令和6年3月1日

1. 淀川におけるイタセンパラ調査結果の概要

毎年実施している淀川の城北(しろきた)ワンド群でのイタセンパラの調査について、本年度も稚魚調査(4月～6月)及び成魚調査(7月～11月)を実施しました。その結果、本年度はイタセンパラが確認されていない状況になっています。



写真1 イタセンパラ稚魚

(参考) イタセンパラとは

イタセンパラは、日本固有の淡水魚で、国の天然記念物や国内希少野生動植物種に指定されています。また、環境省レッドリスト2020においては「絶滅危惧ⅠA類」として掲載され、もっとも絶滅の危険性の高い希少種の一つに位置づけられており、国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト2019において最も厳しい「深刻な危機」に次ぐ「危機」のランクに位置づけられています。

淀川においては本種を生態系保全の象徴種として「淀川のシンボルフィッシュ」とよばれています。本種の寿命は、通常1年と短く、繁殖を終えた冬にはほとんどの個体が斃死し、越冬したとしても2年目の繁殖後には、ほぼ死滅します。

淀川においては、平成18年からイタセンパラが確認されていませんでした。全国では、淀川、木曾川と富山県の万尾川等の3箇所のみで生息しています。

(参考) 淀川における野生復帰のこれまでの取り組み

近畿地方整備局淀川河川事務所と大阪府立環境農林水産総合研究所は平成20年度より共同で、淀川水系で野生絶滅に近い状態に陥っているイタセンパラの野生での定着を目指しています。

淀川河川事務所では、イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、本種をはじめとする多様な生物の生息環境の大幅な増大を図ることを目的として、ワンドの造成や改良、モニタリング調査などを実施しています。

大阪府立環境農林水産総合研究所では、イタセンパラの生息環境が回復した場所で放流(再導入)するため、長年にわたり施設内においてイタセンパラの保護増殖を行っています。

城北ワンドでは、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(以下、イタセンネットとよぶ。)」をはじめとする地域の皆様と一体となり、外来魚や外来水生植物の駆除とともに清掃活動を実施しています。

また、「城北わんどイタセンパラ協議会」(事務局:環境省近畿地方環境事務所)が中心となって、平成28年度からイタセンパラをはじめとするタナゴ類の産卵母貝等を捕食するヌートリア(特定外来生物)の捕獲・防除を試行実施しています。

2. 城北地区におけるイタセンパラ稚魚調査結果

令和5年の稚魚調査で、イタセンパラの稚魚は確認できていません。

城北地区では、平成25年10月に放流してから追加放流せずに毎年繁殖を繰り返し(世代交代)、第10世代目を確認していました。

通常、寿命が一年であるイタセンパラは、繁殖や成長などの諸条件によって個体数に大きな年変動がみられることが長期間にわたる調査によって判っています(図1)。

今後、引き続きイタセンネット等と連携し環境保全活動や調査を実施してまいります。

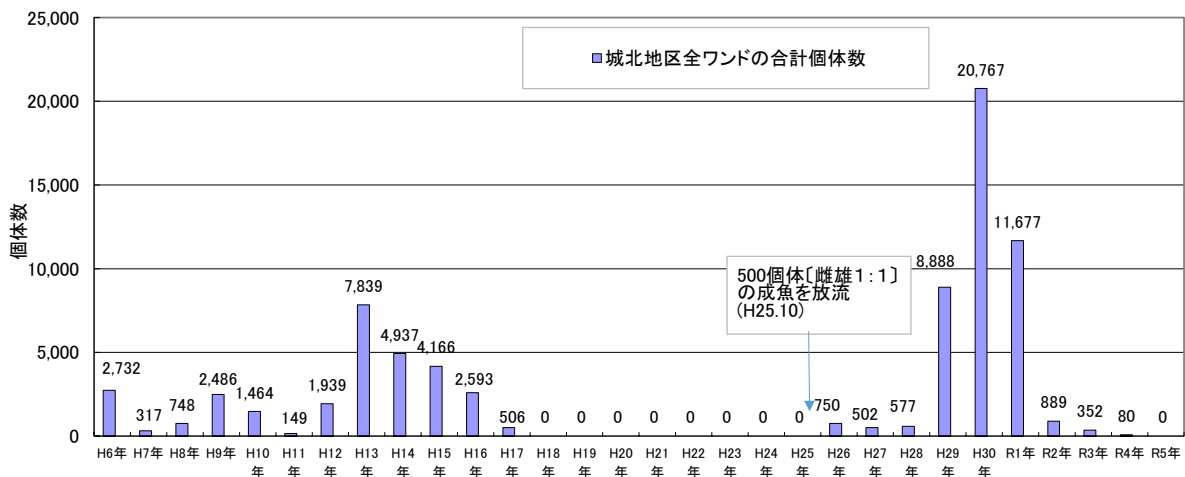


図1 城北地区におけるイタセンパラ稚魚の確認個体数の変遷

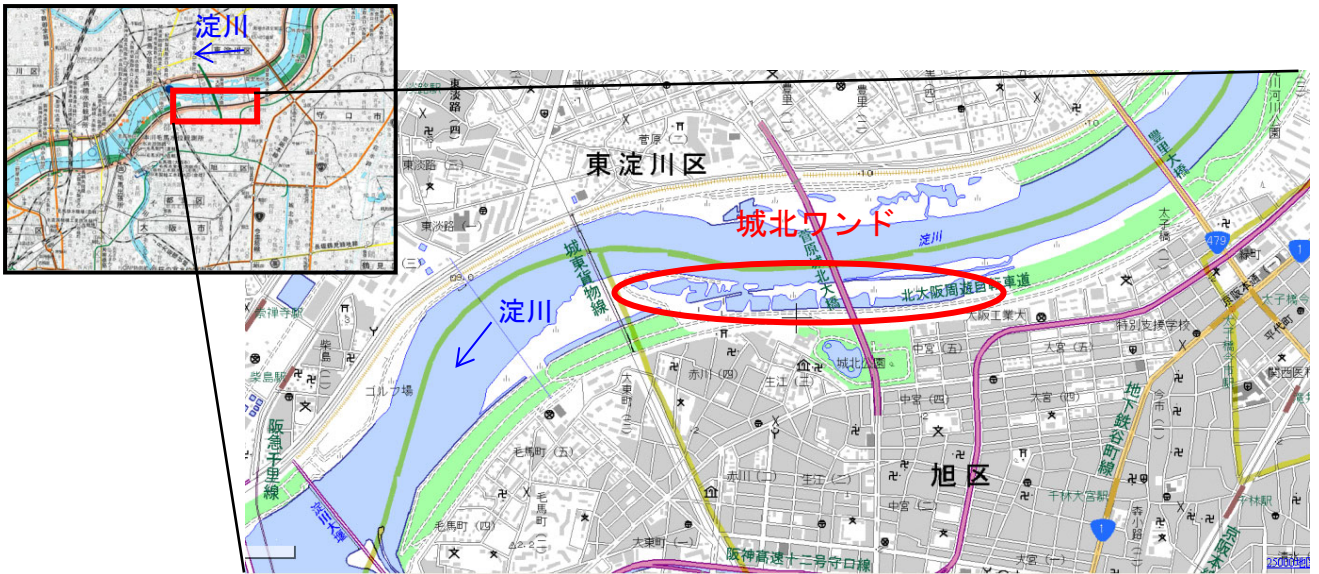


写真2 城北地区で確認されていたイタセンパラ稚魚 令和4年5月14日



写真3 城北地区で確認されていたイタセンパラ 令和4年7月2日

○平成 25 年 10 月にイタセンパラを放流したワンドの位置



出典：国土地理院ウェブサイト <https://maps.gsi.go.jp/#16/34.729496/135.534324/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0&d=m> 編集して作成

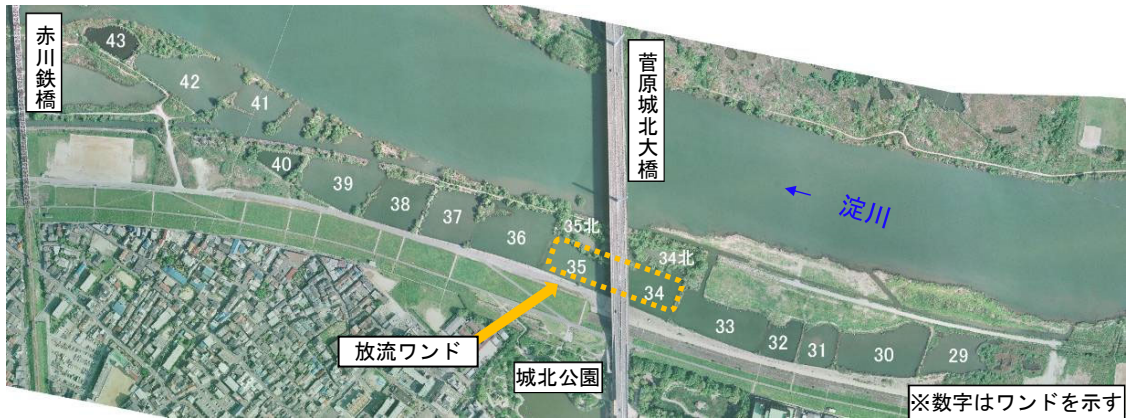



図2 位置図及び航空写真

 H25 年 10 月にイタセンパラ成魚を放流したワンド

3. イタセンパラの野生復帰対策における目標の達成状況

淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策では、目標および指標を定めています(図3)。城北地区においては、令和4年までに稚魚調査で第10世代目のイタセンパラ稚魚が確認されておりました。平成29年から令和2年の4年間はStep3まで続けました。

Step	目 標	指 標	達成度
1-a	再導入した成魚が野生で繁殖すること	再導入した成魚が野生で繁殖した結果、翌春（貝から泳出した）稚魚が出現すること	
1-b	稚魚が成魚まで成長し、生活史を全うすること	第二世代の成魚が確認されること	
2	第二世代以降の成魚が毎年繁殖すること	毎年稚魚が出現すること	H27, H28
3	野生の個体群が大きくなること	稚魚の生息数が増加すること	H29~R2
4	淀川の広い範囲にわたって、野生の個体群が確認されること	淀川の広い範囲（複数の地区）において十分な数の生息・繁殖が毎年確認されること	

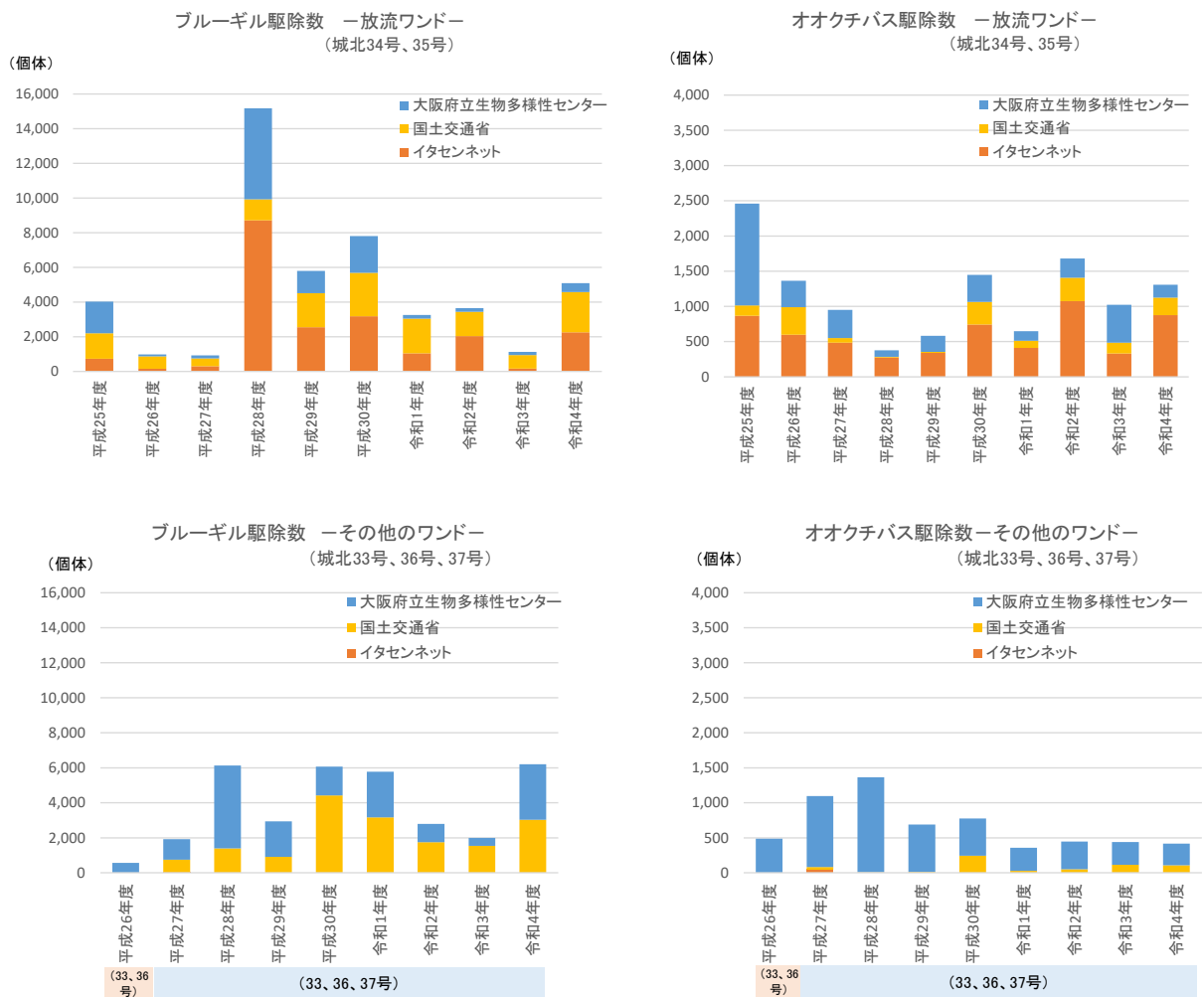
参照：イタセンパラの野生復帰に向けた淀川本川河道の自然再生短中期プラン

図3 淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策の目標と指標

4. 城北地区における外来魚駆除対策

城北地区においては、平成 25 年度のイタセンパラ放流以降も、地域で外来魚や外来水生植物の駆除活動が続けられています。地域の市民団体、大学、企業、行政で構成されているイタセンネット、国土交通省淀川河川事務所、大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは平成 25 年～令和 4 年度の 10 年間でオオクチバス、ブルーギルを併せて約 100,000 個体を駆除しました（図 4）。このような活動の継続が、イタセンパラ等の在来種の存続に寄与していると考えています。

なお、イタセンネットは、淀川水系における生物多様性の保全・回復をめざし、イタセンパラの野生復帰を一つの目標として活動している連携組織です。



*順応的管理の結果、個体数変動はあるものの、低密度管理につながっている。

図4 城北地区における外来魚駆除の実績

5. パトロールの実施

今後、イタセンパラ稚魚が確認された場合、密漁や誤った捕獲の抑制対策が必要になります。そのため、大阪府警旭警察署の協力のもと「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）がパトロールを実施していきます。

6. 啓発活動の実施

城北わんどイタセンパラ協議会がイタセンパラ保護を目的とした啓発用チラシの配布を実施しています。また、新しい啓発用チラシを作成しました。さらに、啓発用の看板を設置しています。



図5 啓発用看板の設置

7. ニートリア防除対策

特定外来生物に指定されている哺乳類ニートリアが、城北ワンドなどの水域に生息しており、イタセンパラの産卵母貝となっているイシガイ類を大量に捕食していることがわかってきています。そこで、イタセンパラの繁殖に影響を与えている可能性が高いことから、城北わんどイタセンパラ協議会が中心となり防除対策を進めています。

8. 今後の取り組み

今後も、淀川のワンドにおいてモニタリングを続け、その結果から必要に応じて対応を検討し、ワンド環境の改善、外来生物の駆除や密漁対策を継続実施して参ります。そして、図3の淀川のイタセンパラ野生復帰対策の目標 Step3 に掲げる「野生の個体群が大きくなること」や、城北地区だけではなく、Step4 の「淀川の広い範囲にわたって野生の個体群が確認されること」を実現すべく、イタセンパラの生息環境や産卵環境の保全と再生に向けてさらに取り組んで参ります。